

## 上尾市葬祭場等の建築等に関する指導要綱

（ 令和 5 年 3 月 2 8 日 ）  
市 長 決 裁

### （目的）

第 1 条 この要綱は、葬祭場等の建築等に係る周辺環境に配慮するために遵守すべき事項、事前協議、事前説明等を定めることにより、紛争を未然に防止し、良好な生活環境を維持することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場等 業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設（宗教施設、ホテル等を除く。）又は遺体を保管し、若しくは保存、修復等の作業を行う施設（病院その他の医療施設を除く。）をいう。
- (2) 葬祭場等の建築等 葬祭場等の新築、増築若しくは改築又は建築物の用途を変更して葬祭場等にすることをいう。
- (3) 事業者 葬祭場等の建築等をしようとする者をいう。
- (4) 近隣関係者 葬祭場等の敷地境界線からの水平距離が 50メートル以内の範囲において、土地を所有する者、建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者又はその範囲に存する自治会、町内会その他の団体をいう。
- (5) 紛争 葬祭場等の建築等に伴って生ずる事業者及び近隣関係者との間の紛争をいう。

### （遵守事項）

第 3 条 事業者は、葬祭場等の建築等に当たっては、当該葬祭場等が次の各号に掲げる遵守事項に適合するよう努めなければならない。

- (1) 敷地が幅員 6メートル以上の通り抜けることができる道路に 6メートル以上接すること。
- (2) 外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離が 1メートル以上であること。
- (3) 近隣関係者からの眺望に配慮した看板の面積及び配置、開口部の位置、遮蔽物の設置等を計画すること。

- (4) 霊きゅう車、マイクロバス等の送迎を目的とする車両が停留するための場所を敷地内に設けること。
- (5) 不足しない程度の葬儀関係者及び会葬者の利用に供する駐車場を敷地内又は敷地に近接した場所に設けること。
- (6) 廃棄物保管場所を敷地内に設けること。
- (7) 生活環境に配慮するための緑化を敷地内に施すこと。
- (8) 遺体安置所、霊安室その他の遺体を保管するための部屋を設ける場合にあっては、当該部屋を屋外に面して開口部のある部屋としない等の措置により近隣関係者に対して配慮すること。
- (9) 周辺の道路状況により交通渋滞を来すおそれがある場合にあっては、会葬者に対し自動車による来場を自粛するように呼びかけるとともに、交通整理員等の適正な配置その他の交通渋滞及び交通事故の防止に資する措置を講ずること。
- (10) 葬儀等に伴う騒音又は焼香等の臭気が近隣関係者の生活環境に支障を及ぼさないよう防音対策及び防臭対策を講ずること。
- (11) 血液その他の体液が付着した布その他の廃棄物、洗浄水等について適切な処理を行うこと。
- (12) 近隣関係者から管理運営に関し苦情があったときは、当該近隣関係者と協議し、速やかに必要な措置を講ずること。

(事前協議)

第4条 事業者は、葬祭場等の建築等をしようとするときは、葬祭場等事前協議申込書（第1号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出し、前条各号に掲げる遵守事項について事前に協議しなければならない。

- (1) 葬祭場等計画概要書（第2号様式）
- (2) 近隣関係者の範囲を明示した付近見取図
- (3) 公図の写し
- (4) 土地利用計画図
- (5) 各階平面図
- (6) 4面以上の立面図
- (7) 近隣関係者の住所、氏名及び連絡先が記載されている書類
- (8) 誓約書（第3号様式）

(9) 代理人が提出する場合にあっては、委任状

(10) その他市長が必要と認める書類

(標識の設置)

第5条 事業者は、前条の協議申請書を提出したときは、葬祭場等の建築等の計画に係る敷地内の見やすい場所に、当該計画の概要を表示した標識(第4号様式)を設置しなければならない。

2 前項の規定により標識を設置したときは、当該標識を設置した日後7日以内に標識設置届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の標識は、第7条第1項の規定による報告をしようとする日の30日前までに設置し、葬祭場等の営業を開始する日の前日まで設置しなければならない。

(近隣関係者に対する事前説明)

第6条 事業者は、前条第1項の規定により標識を設置したときは、速やかに近隣関係者に対し、当該葬祭場等の建築等の計画の内容について説明しなければならない。この場合において、近隣関係者から説明会の開催を求められたときは、これを開催するよう努めなければならない。

2 事業者は、近隣関係者からの意見に関する対応策について、当該近隣関係者に説明するよう努めなければならない。

(葬祭場等事業報告書の提出)

第7条 事業者は、前条の規定による説明をしたときは、葬祭場等事業報告書(第6号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、当該報告に係る工事に着手しようとする日の45日前までに行わなければならない。

(葬祭場等事業報告書の審査)

第8条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から起算して30日以内にその内容を審査し、審査が終了したときは、審査結果通知書(第7号様式)により、その旨を事業者に通知しなければならない。この場合において、市長は必要があると認めるときは、当該通知に意見を付すことができる。

2 市長は、前項の期限内に審査を終了することができない理由があると認めるときは、その理由を付し、当該期限内にその旨を事業者に通知しなけ

ればならない。

(計画の変更)

第9条 事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた日後、葬祭場等の建築等の計画を変更したときは、葬祭場等事業変更報告書(第8号様式)により速やかに市長に報告し、協議しなければならない。

2 事業者は、葬祭場等の建築等の計画を変更したときは、当該変更により生活環境に与える影響が軽微である場合を除き、速やかに近隣関係者に対して当該変更に関する事項を説明しなければならない。

(あっせん)

第10条 市長は、事業者及び近隣関係者(次項及び第3項において「紛争当事者」という。)の双方から葬祭場等の建築等に関する紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行うものとする。

2 市長は、前項の規定によるあっせんのため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。

3 市長は、紛争当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が公正に解決されるよう努めるものとする。

4 市長は、紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

葬祭場等事前協議申込書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

住所  
事業者 氏名  
TEL

上尾市葬祭場等の建築等に関する指導要綱第4条の規定により、次のとおり申し込みます。

葬祭場等の名称		
敷地の地名地番		
葬祭場等の種別		葬祭場・遺体保管所・エンバーミング施設・その他（ ）
代理人	住所	TEL
	氏名	
設計者	住所	TEL
	氏名	
施工者	住所	TEL
	氏名	
工期予定		年 月 日 から 年 月 日 まで
営業開始予定		年 月 日
添付図書	①葬祭場等計画概要書 ②付近見取図（近隣関係者の範囲を明示したもの） ③公図の写し ④土地利用計画図	⑤各階平面図 ⑥4面以上の立面図 ⑦近隣関係者の住所、氏名及び連絡先が記載されている書類 ⑧誓約書 ⑨委任状（代理人が提出する場合）

第2号様式（第4条関係）

葬祭場等計画概要書

1 葬祭場等の概要

名 称			
工 事 種 別	新築・増築・改築・用途変更	最 高 の 高 さ	m
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	階 数	地上 階地下 階
延 べ 面 積	葬 祭 場 等 の 部 分	葬祭場等以外の部分	合 計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

2 遵守事項（要綱第3条）に関する対応策

項目	対応策
敷地が接する道路の状況	
外壁と隣地境界線までの距離確保	
近隣から施設への眺望配慮	
送迎車両の停留場所設置	
不足しない程度の駐車場の設置	
廃棄物保管場所の設置	
敷地内の緑化	
遺体保管のための部屋に関する近隣配慮	
交通渋滞、交通事故防止対策	
防音、防臭対策	
体液付着等の廃棄物、洗浄水等の処理	
近隣関係者の苦情に関する対応	

※上欄に書ききれない場合は、別紙に記載して添付してください。

第3号様式(第4条関係)

誓 約 書

(宛先)

上尾市長

年 月 日



住 所  
事 業 者  
氏 名 印

このたび建築等を予定している下記の施設については、上尾市葬祭場等の建築等に関する指導要綱に基づき、紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じた場合は、誠意をもってその解決にあたることを誓約します。

記

- 1 葬祭場等の名称
- 2 敷地の地名地番

第4号様式(第5条関係)

90cm以上	
葬祭場等計画の概要	
施設名称	
敷地の地名地番	
敷地面積	m <sup>2</sup>
規模	地上階(最高の高さ) m) 地下階 延べ面積
工期予定	年 月 日 から 年 月 日 まで
営業開始予定	年 月 日
事業者	住所 氏名 (TEL )
施工者	住所 氏名 (TEL )
連絡先	住所 氏名 担当者 (TEL )
標識設置年月日	年 月 日
	
80cm 以上	

備考

- 1 標識は、白色地として文字は黒色とすること。
- 2 表示した文字が、雨等により不鮮明にならない塗料等を使用すること。
- 3 この標識の材料及び構造は、風雨等により容易に破損又は倒壊しないものとする  
こと。



第5号様式(第5条関係)

標 識 設 置 届

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住所

事業者 氏名

TEL

下記の葬祭場等に係る標識を 年 月 日に設置したので、上尾市葬祭場等の建築等に関する指導要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 葬祭場等の名称
- 2 敷地の地名地番

※標識の遠景近景写真を各1枚添付すること。

※標識の設置位置を記載した図面を1枚添付すること。

第6号様式（第7条関係）

葬祭場等事業報告書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

住所  
事業者 氏名  
TEL

上尾市葬祭場等の建築等に関する指導要綱第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

葬祭場等の名称		
敷地の地名地番		
葬祭場等の種別	葬祭場・遺体保管所・エンバーミング施設・その他（ ）	
代理人	住所	TEL
	氏名	
設計者	住所	TEL
	氏名	
施工者	住所	TEL
	氏名	
工期予定	年 月 日 から 年 月 日 まで	
営業開始予定	年 月 日	
近隣関係者に対する説明の状況	別紙に記載のとおり	
近隣関係者の意見に対する対応の状況	別紙に記載のとおり	

※「近隣関係者に対する説明の状況」は、説明を行った日時及び場所、説明を行った者並びに説明の相手方の住所、氏名及び連絡先を別紙に記載し添付してください。

※「近隣関係者の意見に対する対応の状況」は、説明に係る質疑応答の要旨及び意見を踏まえた対応策を別紙に記載し、説明に使用した図書類とあわせて添付してください。

※代理人が提出する場合は、委任状を添付してください。

第7号様式(第8条関係)

審 査 結 果 通 知 書		
年 月 日		
様		
上尾市長		印
上尾市葬祭場等の建築等に関する指導要綱第8条第1項の規定により、審査を終了したので、下記のとおり通知します。		
記		
事 業 者	住 所	
	氏 名	TEL
葬 祭 場 等 の 名 称		
敷 地 の 地 名 地 番		
市 長 の 意 見		

第8号様式（第9条関係）

葬祭場等事業変更報告書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

住所  
事業者 氏名  
TEL

上尾市葬祭場等の建築等に関する指導要綱第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

葬祭場等の名称	
敷地の地名地番	
計画の変更内容	
変更理由	

※「計画の変更内容」は、必要に応じ変更内容を示す図面を添付してください。

※代理人が提出する場合は、委任状を添付してください。